

1 委員会審議経過

【内閣委員会】

(1) 審議概観

第129回国会において内閣委員会に付託された法律案は、内閣提出2件であり、ともに成立した。また、本委員会付託の請願16種類274件のうち、3種類8件を採択した。

〔法律案の審査〕

恩給法等の一部を改正する法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図るため、恩給年額及び各種恩給の最低保障額等を、本年4月分以降、1.83%引き上げるとともに、寡婦加算及び遺族加算の年額を、本年4月分以降及び本年10月分以降と2次にわたりそれぞれ引き上げるほか、扶養加給の年額の増額等所要の改正を行おうとするものである。

本法律案については、3月29日、今後の恩給の改善方針、恩給欠格者に対する贈呈事業の促進、台湾の確定債務問題解決に向けての政府の対応、山西省残留部隊問題等について質疑が行われた。

質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で、原案どおり可決された。なお、本法律案に対して、恩給年額改定につき今後とも現職公務員の給与水準との均衡維持に努めること等、7項目から成る附帯決議が行われた。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成5年12月17日付の意見の申し出にかんがみ、総実勤務時間の短縮、社会の高齢化等に対応した施策の展開等を図るため、一般職の職員の勤務時間、休日及び休暇について、週40時間勤務制の原則の明示等の現行制度の再編整理並びに休日代休制度及び介護休暇制度の新設を行おうとするものである。

本法律案については、6月7日、本法律案実施に伴う各省庁の対応、交替制等職員の勤務条件の改善内容、民間における介護休暇制度の普及、介護休暇取得による勤務評価への影響、実効性ある介護休暇制度のあり方等について質疑が行われた。

質疑終局後、採決の結果、本法律案は全会一致で、原案どおり可決された。

〔国政調査・委嘱審査等〕

2月16日、石田総務庁長官から今後における行政改革の推進方策について説明を聴取した。

また、6月3日、今期国会における本委員会関係の内閣提出法律案、総理府関係の施策、平成6年度内閣、総理府関係予算について熊谷内閣官房長官から、防衛庁の基本方針について神田防衛庁長官から、平成6年度防衛庁関係予算及び平成6年度皇室費について政府委員から、総務庁の基本方針、平成6年度総務庁関係予算について石田総務庁長官からそれぞれ説明を聴取した。

また、3月15日には、自衛隊の業務運営等の実情調査のため、海上自衛隊横須賀地方総監部、海上自衛隊自衛艦隊司令部、在日米軍横須賀海軍施設の視察を行った。

なお、6月22日、平成6年度皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁）の予算について委嘱審査を行った。

委員会においては、会計検査院の検査体制の充実・強化策、報償費（官房機密費）の目的と用途、厳しい経済情勢のもとでの人事院の公務員給与に対する考え方、台湾の確定債務問題、規制の緩和を進める上での基準、防衛問題懇談会の構成と運営、北朝鮮の核開発疑惑に係る制裁問題等について質疑が行われた。

（2）委員会経過

○平成6年2月16日（水）（第1回）

理事の補欠選任を行った。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。

今後における行政改革の推進方策について石田総務庁長官から説明を聴いた。

○平成6年3月29日（火）（第2回）

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）（衆議院送付）について

石田総務庁長官から趣旨説明を聴き、武村内閣官房長官、石田総務庁長官、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第8号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成6年6月3日(金)(第3回)

理事の補欠選任を行った。

今期国会における本委員会関係の内閣提出法律案に関する件、総理府関係の施策に関する件、平成6年度内閣、総理府関係予算に関する件について熊谷内閣官房長官から、

防衛庁の基本方針に関する件について神田防衛庁長官から、

平成6年度防衛庁関係予算に関する件、平成6年度皇室費に関する件について政府委員から、

総務庁の基本方針に関する件、平成6年度総務庁関係予算に関する件について石田総務庁長官から、それぞれ説明を聴いた。

○平成6年6月7日(火)(第4回)

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案

(閣法第63号)(衆議院送付)

について石田総務庁長官から趣旨説明を聴き、同長官、弥富人事院総裁、政府委員、法務省、厚生省、文部省、労働省及び文化庁当局に対し質疑を行った後、可決した。

(閣法第63号)

賛成会派 自、社、新緑、公、共

反対会派 なし

○平成6年6月22日(水)(第5回)

理事の補欠選任を行った。

平成6年度一般会計予算(衆議院送付)

平成6年度特別会計予算(衆議院送付)

平成6年度政府関係機関予算（衆議院送付）

（国会所管）について谷衆議院事務総長、戸張参議院事務総長、加藤木国立国会図書館長、中川裁判官弾劾裁判所事務局長及び舟橋裁判官訴追委員会事務局長から説明を聴き、

（会計検査院所管）について矢崎会計検査院長から説明を聴いた後、

（皇室費、国会所管、会計検査院所管、内閣所管及び総理府所管（総理本府、日本学術会議、国際平和協力本部、宮内庁、総務庁（北方対策本部を除く）、防衛本庁、防衛施設庁））について神田防衛庁長官、熊谷内閣官房長官、石田総務庁長官、弥富人事院総裁、政府委員、外務省、会計検査院、文部省、厚生省及び警察庁当局に対し質疑を行った。

今回をもって本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成6年6月29日（水）（第6回）

請願第280号外7件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第121号外265件を審査した。

国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。

閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 付託議案審議表

- 内閣提出法律案（2件）

(注) ※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
				委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	委員会 付託	委員会 議決	本会議 議決	
※8	恩給法等の一部を改正する法律案	衆	6. 3. 8	6. 3. 25	6. 3. 29 可決	6. 3. 29 可決	6. 3. 24	6. 3. 25 可決	6. 3. 25 可決	
63	一般職の職員の勤務時間、 休暇等に関する法律案	〃	4. 19	6. 3	6. 7 可決	6. 8 可決	5. 20	6. 3 可決	6. 3 可決	

(4) 成立議案の要旨・附帯決議

恩給法等の一部を改正する法律案（閣法第8号）

【要旨】

本法律案は、最近の経済情勢等にかんがみ、恩給年額及び各種加算額を増額すること等により、恩給受給者に対する処遇の適正な改善を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、平成6年4月分以降、1.83%引き上げる。
- 2 普通恩給及び普通扶助料の最低保障額を、平成6年4月分以降、1.83%引き上げる。
- 3 公務関係扶助料の最低保障額を、平成6年4月分以降、1.83%引き上げる。また、公務関係扶助料に係る遺族加算の年額を、平成6年4月分以降12万3,900円（現行12万1,900円）に、平成6年10月分以降12万9,900円に引き上げる。
- 4 傷病恩給の基本年額を、平成6年4月分以降、1.83%引き上げる。
- 5 増加恩給及び第1款症以上の特例傷病恩給に係る扶養加給の年額のうち、3人目からの扶養家族加給の年額を、平成6年4月分以降、1人につき2万4,000円（現行1万2,000円）に引き上げる。また、公務関係扶助料に係る扶養加給の年額のうち、3人目からの扶養遺族加給の年額を、平成6年4月分以降、1人につき2万4,000円（現行1万2,000円）に引き上げる。
- 6 傷病者遺族特別年金の基本年額を、平成6年4月分以降、傷病年金または第1款症以上の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては37万7,400円（現行37万600円）に、第2款症以下の特例傷病恩給受給者の遺族にあっては28万3,100円（現行27万8,000円）にそれぞれ引き上げる。また、傷病者遺族特別年金に係る遺族加算の年額を、平成6年4月分以降7万7,150円（現行7万5,250円）に、平成6年10月分以降8万3,150円に引き上げる。
- 7 普通扶助料に係る寡婦加算の年額を、扶養遺族である子を2人以上有する妻にあっては、平成6年4月分以降25万1,300円（現行24万8,200円）に、平成6年10月分以降26万1,800円に引き上げる。また、扶養遺族である子を

1 人有する妻及び扶養遺族である子を有しない60歳以上の妻にあっては、平成6年4月分以降14万3,600円（現行14万1,800円）に、平成6年10月分以降14万9,600円に引き上げる。

8 本法律は、平成6年4月1日から施行する。

〔附帯決議〕

政府は、次の事項について速やかに善処すべきである。

- 一 恩給年額の改定については、国家補償としての恩給の性格、恩給受給者の高齢化等に配慮し、今後とも現職公務員の給与水準との均衡を維持するよう努めること。
 - 一 恩給の改定実施時期については、現職公務員の給与との遅れをなくすよう特段の配慮をすること。
 - 一 恩給の最低保障額については、引き続きその引上げ等を図るとともに扶助料については、さらに給付水準の実質的向上を図ること。
 - 一 恩給受給者に対する老齢福祉年金の支給制限を撤廃すること。
 - 一 外国特殊法人及び外国特殊機関の未指定分の件について、速やかに再検討を加え適切な措置を講ずること。
 - 一 戦地勤務に服した旧日赤救護看護婦及び旧陸海軍従軍看護婦に対する慰労給付金の増額について適切な措置をとること。
 - 一 恩給欠格者等の処遇について検討の上、適切な措置を講ずるよう努めること。
- 右決議する。

一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律案（閣法第63号）

【要旨】

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成5年12月17日付の意見の申し出にかんがみ、総実勤務時間の短縮、社会の高齢化等に対応した施策の展開等を図るため、一般職の国家公務員（以下「職員」という。）の勤務時間、休日及び休暇について、週40時間勤務制の原則の明示等の現行制度の再編整理並びに休日代休制度及び介護休暇制度の新設を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

1 人事院の責務等

- (1) 人事院は、勤務時間、休日及び休暇に関する制度について調査研究を行い、その結果を国会及び内閣に報告するとともに、適当と認める改定を勧告する等の権限及び責務を有する。
- (2) 内閣総理大臣は、各省各庁の長が行う勤務時間等に関する事務の運営に関し、統一保持上必要な総合調整を行うものとする。
- (3) 各省各庁の長は、勤務時間等に関する事務の実施に当たっては、公務の円滑な運営に配慮するとともに、職員の適正な勤務条件の確保に努めなければならない。

2 勤務時間

- (1) 職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間当たり40時間とする。
- (2) 日曜日及び土曜日は、週休日とし、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき8時間の勤務時間を割り振る。
- (3) 試験研究に関する業務に従事する職員について、フレックスタイム制を導入できる。
- (4) 交替制等勤務職員について、週休日及び勤務時間の割り振りを別に定めることができる。この場合において4週8休、1週間当たり40時間となるように割り振る。ただし、職務の特殊性等によりこれが困難である場合は、この限りでない。
- (5) 週休日において特に勤務を命ずる必要がある場合には、他の勤務日を週休日に変更して、当該週休日を勤務日に割り振ることができる。
- (6) 勤務時間を割り振る場合には、休憩時間を置かなければならない。
- (7) 研修等で勤務場所を離れて勤務した場合は、当該勤務時間を割り振られた勤務時間とみなす。
- (8) 船舶に乗り組む職員については、勤務時間を1週間当たり2時間の範囲内で延長することができる。また、人命救助等の作業に従事する時間は正規の勤務時間とする。
- (9) 正規の勤務時間以外の時間において、職員に宿日直勤務及び超過勤務を命ずることができる。

3 休日

- (1) 国民の祝日及び年末年始の休日（以下「休日」という。）は、勤務を要しない。
- (2) 休日の全勤務時間について勤務した職員は、指定された代休日には、正規の勤務時間においても勤務を要しない。

4 休暇

- (1) 休暇の種類は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び介護休暇とする。
- (2) 年次休暇は、1年ごとの休暇とし、その日数は、一般の職員は20日、新規採用職員等は人事院規則で定める日数とする。また、人事院規則で定める日数を限度として翌年に繰り越すことができる。
- (3) 病気休暇は、職員が負傷または疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における休暇とする。
- (4) 特別休暇は、選挙権の行使、結婚等の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合の休暇とし、その事由及び期間は人事院規則で定める。
- (5) 介護休暇は、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とし、介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3月の期間内において必要と認められる期間とする。その勤務しない時間については給与額を減額する。
- (6) 病気休暇、特別休暇及び介護休暇については、各省各庁の長の承認を受けなければならない。

5 非常勤職員の勤務時間及び休暇

非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する事項については、その職務の性質等を考慮して人事院規則で定める。

6 施行期日

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。